

令和7年度

藤沢市朝日町駐車場及びカーシェアリング事業地貸付に係る
一般競争入札案内書

《令和8年3月実施》

藤沢市財務部管財課

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-50-3512 (直通)

1 入札物件

(1) 物件

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積
藤沢市朝日町 駐車場	藤沢市朝日町2番1	別紙1「配置図 兼平面図」のと おり	4,186.33 m ² ※
カーシェアリング	藤沢市朝日町5番1		
事業地			

※面積については現況を優先する。

(2) 予定価格

2,000,000円（月額、税抜）

(3) 貸付期間

2026年（令和8年）8月1日から

2031年（令和13年）7月31日まで（5年間）

(4) 駐車場の仕様

ア 駐車可能台数 157台

※車室等のレイアウトにより数台程度前後することがあります。

イ 令和6年度実績

総利用台数：約202,200台 無料出庫台数：約144,900台

※有料・減免比率及び売上額等、本案内書に記載がない現状の利用状況等については現運営事業者固有の情報のため非公開とする。

ウ 駐車場案内員の配置実績

令和7年度については、駐車場が混雑するため別紙9「条件明示書」に記載する「2駐車場運営の条件 カ（ウ）」に基づき、駐車場案内員を2月16日～3月31日の平日9時～17時の間に1名配置予定。

(5) 貸付に係る条件

別紙9「条件明示書」のとおり。

(6) 費用負担

駐車場運営及びカーシェアリング事業に必要な、機器一式の購入、設置、維持

管理（電気料金、通信費含む）、修繕、移設及び撤去、契約等に要する一切の費用は借受人の負担とする。

2 入札参加者の資格

次の要件を全て満たす者。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）第2条第1項第1号に規定する税の滞納がない者であること。
- (3) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) カメラ式駐車場の運用開始日までに、JISQ27001（ISO/IEC 27001）〔ISMS〕の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けること。

3 現地見学会

- (1) 日 時 令和8年2月10日（火）午前10時から午前11時まで
 - (2) 受 付 令和8年2月10日（火）午前9時30分から午前10時まで
- ※事前申し込みは不要です。上記受付時間内に本庁舎5階管財課へお越しください。
※現地で自由解散となります。

4 質問及び回答

入札に関する質疑は、全て質問書によることとします。質問がある場合は、別紙2「質問書」を提出してください。

- (1) 受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月17日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにて提出してください。

※直接持参・郵送・口頭による質問は、一切受け付けません。

(3) メール送付先

E-mail : fj2-kanzai@city.fujisawa.lg.jp

電子メール送信の際は、件名を「【質問】藤沢市朝日町駐車場及びカーシェアリング事業地貸付に係る一般競争入札について」としてください。

(4) 質問への回答

回答日：令和8年2月20日（金）

全ての質問と回答を取りまとめ、本市ホームページにて掲示します。なお、再質問は認められません。

5 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、(3)に定める提出書類を直接、申込場所に持参してください。直接持参以外での申込みは受付いたしません。受付期間内に申込みできない場合、入札に参加できません。

藤沢市契約規則第5条第2項第2号に該当し、入札保証金の免除を希望される場合は、契約書の写し等契約を履行したことが証明できる書類をお持ちください。

(1) 申込期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月2日（月）まで

午前9時から午後5時まで（ただし、土・日・休日、正午から午後1時は除く）

(2) 申込場所

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市管財課（藤沢市役所本庁舎5階）

(3) 提出書類（下記ウ、エについては、発行から3か月以内のもの。）

次の書類について、申込期間中に各1部を提出してください。

また、提出された書類は返却しません。

ア 別紙3 「一般競争入札参加申込書」

イ 別紙4 「誓約書」

ウ 証明書類

法人の場合 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書

個人の場合 住民票及び印鑑登録証明書

エ 納税証明書

法人の場合 本社所在地の税務署で発行される消費税及び地方消費税が未納のないことの証明（納税証明書その3の3）

個人の場合 所在地の税務署で発行される消費税及び地方消費税が未納のないことの証明（納税証明書その3の2）

オ 契約を履行したことを証する書類（入札保証金の免除を希望される場合）

※ウ及びエの書類について、原本の写しを提出する場合は、提出時に原本を持参してください。

6 入札受付及び入札・開札の日時と場所

（1）入札受付日時・場所

令和8年3月6日（金） 午前9時から午前10時まで

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市管財課 （藤沢市役所本庁舎5階）

（2）入札及び開札日時・場所

令和8年3月6日（金） 午前10時10分

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎5階 入札室

7 入札日の提出書類等

（1）入札書（入札参加申込時に交付します。）

（2）別紙5「委任状」※法人の代表権のない方や個人で代理の方が入札に参加される場合

（3）入札保証金の納付書兼領収書 ※納付がある場合のみ

入札保証金の納付を確認するため、納付書兼領収書（金融機関の領収印が押されたもの）の原本と写し（提出用）をお持ちください。

（4）別紙6「請求書」※入札保証金の納付がある場合のみ

入札保証金還付請求用です。

（5）本人確認ができる書類

入札に参加する方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証等の公的機関発行の証明書等を持参してください。

(6) 筆記用具（黒のボールペン）

8 入札・開札及び落札に関する事項

- (1) 入札書には入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印してください。
- (2) 入札書に記入する金額は、算用数字を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者の印で押印をしてください。ただし、金額は訂正できません。
- (4) 入札書は、管財課の担当者の指示に従って入札箱に入れてください。
- (5) 入札者は、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 開札は、入札者又はその代理人の面前で行います。なお、開札は、申込人の氏名（法人の場合はその名称）と入札金額を読み上げて公開する方法により行います。
- (7) 開札の結果は、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者又はその代理人に知らせます。
- (8) 落札者は、本市の予定価格（最低貸付価格）以上の最高価格をもって入札した者とします。なお、予定価格（最低貸付価格）に満たない価格の入札をした者は失格とします。

9 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付を要する申込人には、別途通知します。
- (2) 入札者は、本市指定の納付書（入札参加申込時に交付します。）で、入札金額の100分の10以上の入札保証金を、令和8年3月5日（木）までに本市指定金融機関（別紙7参照）で納付してください。（予定価格の100分の10以上ではありません）

- (3) 入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。
- (4) 入札保証金は、開札終了後、当該入札参加者又はその代理人に還付します。
なお、入札保証金は入札終了後、所定の手続きを行った後、約30日後に還付します。((株) ゆうちょ銀行を除く指定された金融機関口座に振り込みます。)
- (5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないとき又は、貸付期間開始日までに「2 入札参加者の資格 (4)」を証明する書類を提出できないときは、本市に帰属します。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札。
- (2) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札。
- (3) 1物件につき、2通以上の入札書を提出した者の入札。
- (4) 1物件につき、他人の代理も兼ねて入札に参加した者又は1人で2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札。
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札。
- (6) 予定価格（最低貸付価格）に達しない金額での入札。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 委任状を提出しない代理人が行った入札。
- (9) 前各号に定めるもののほか、この入札案内書に規定する入札に関する事項に違反した者がした入札。

11 入札の取りやめ等

入札の執行に際して、天災地変その他市の事情によりやむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期・中止又は内容の変更をすることがあります。

12 落札者の決定方法

落札者は、本市の予定価格（最低価格）以上の最高価格をもって入札した者とし

ます。ただし、当該最高価格が同一である入札をした者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

13 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から令和8年3月13日（金）までに別紙8「契約書」の内容の契約を市と締結しなければなりません。
- (2) 契約は、入札書に記載された入札者名義で行います。
- (3) この賃貸借契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借です。
- (4) JISQ27001（ISO/IEC27001）[ISMS]の認証、又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定を受けていることを確認できる書類（認定証等）の写しを、カメラ式駐車場の運用開始日までに提出してください。

14 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額（賃貸借全期間の総額）の100分の10以上の額を本市指定の納付書で納付してください。ただし、免除の場合はこの限りではありません。

また、落札者が期限までに契約を締結しないとき又は、貸付期間開始日までに「2 入札参加者の資格（4）」を証明する書類を提出できないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した契約保証金は、市に帰属することになります。

15 情報公開

入札参加者数、落札価格の情報は公開の対象となります。また、参加者名、入札額等の入札に関する事項及び契約書等も公開の対象となりますのでご了承ください。

16 その他留意事項

- (1) 契約書に貼付する収入印紙等その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担になります。

- (2) 物件は全て現状有姿の引き渡しとします。（図面と現況が相違している場合、現況が優先します。）現地及び周辺環境の状況は、必ず申込者自身で確認してください。
- (3) 物件の現状を変更又は工事等を行うときは、事前に詳細な内容及び理由を付した書面をもって届け出て、承諾を得ることとします。ただし、機器及び内装等の軽微な変更については、事前の連絡をもって足りるものとします。
- (4) この入札案内書に定めのない事項については、藤沢市契約規則その他関係法令等の定めるところによります。
- (5) 落札者は、貸付期間開始日以降に駐車場の利用が開始できるよう、施設管理者と協議の上、駐車場の整備を行うこととします。

【地方自治法 拠粹】

(職員の行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

【地方自治法施行令 拠粹】

(一般競争入札の参加者の資格)

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

【藤沢市契約規則 拠粹】

(一般競争入札の参加資格)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であり、かつ、次の各号に該当している者でなければならない。

(1) 消費税及び地方消費税並びに藤沢市に納付すべき市税の滞納がない者

(入札保証金)

第5条 政令第167条の7第1項の規定による入札保証金の率は、入札金額の100分の5以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間にこの市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去5年の間に、この市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であつて、かつ、

当該入札保証金に係る契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札の無効)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- (3) 同一事項に対して 2 通以上行った入札
- (4) 前条の規定による他の入札者の代理人又は数人が共同して行った入札
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (6) 入札保証金を所定の日時までに納付しないで行った入札
- (7) 委任状を提出しない代理人が行った入札
- (8) 表示等の錯誤と認められた入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この規則又は特に指定した事項に違反して行った入札

(契約保証金)

第 28 条 政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

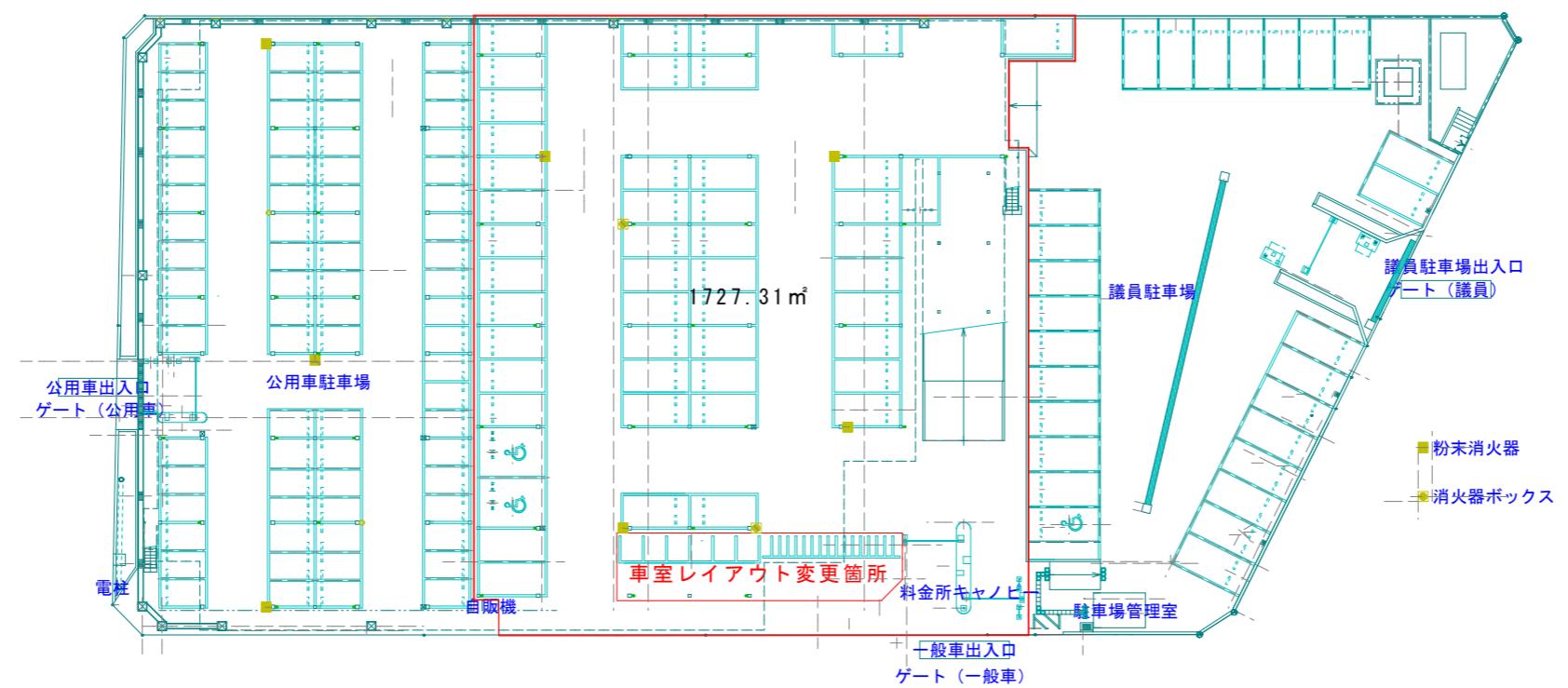
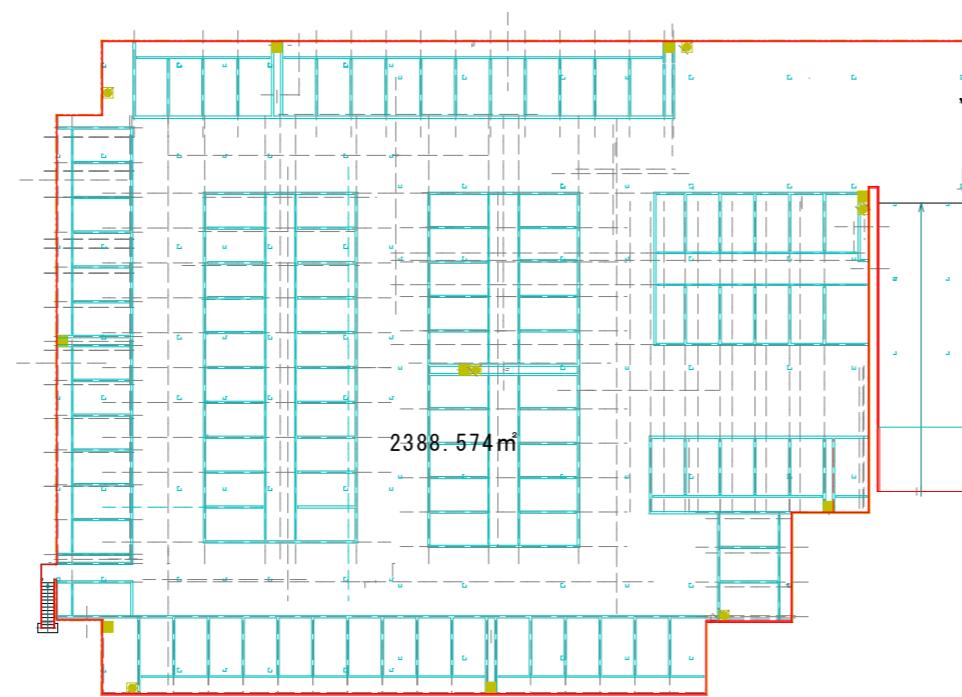
- (1) 第 35 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定するいずれかの保証（第 4 号にあっては工事に係る契約の場合に限る。）又は第 36 条第 1 項に規定する保証（工事に係る契約の場合に限る。）が付されたとき。
- (2) 契約の相手方が過去 5 年の間に、この市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であって、かつ、当該契約保証金に係る契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【藤沢市公有財産規則 拠粹】

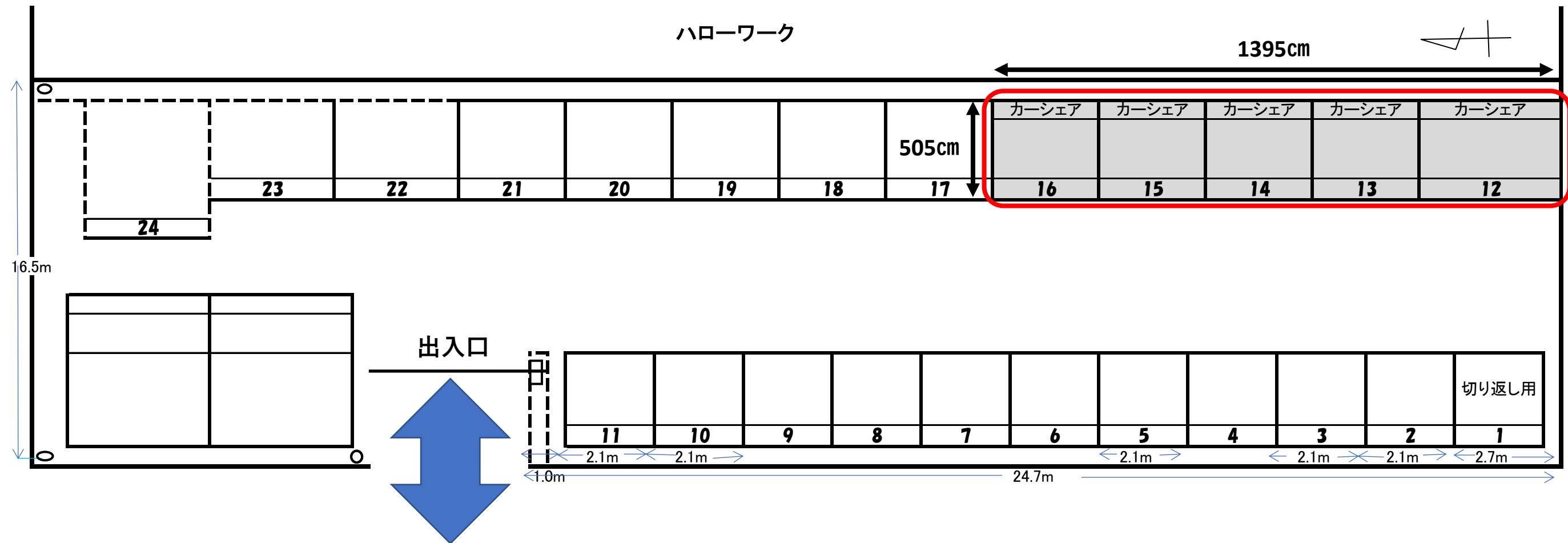
(入札保証金)

第 34 条 藤沢市契約規則（昭和 37 年藤沢市規則第 46 号）第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、普通財産の貸付けに係る一般競争入札にあっては、入札保証金の率は、当該入札に係る予定価格の 100 分の 10 以上とする。

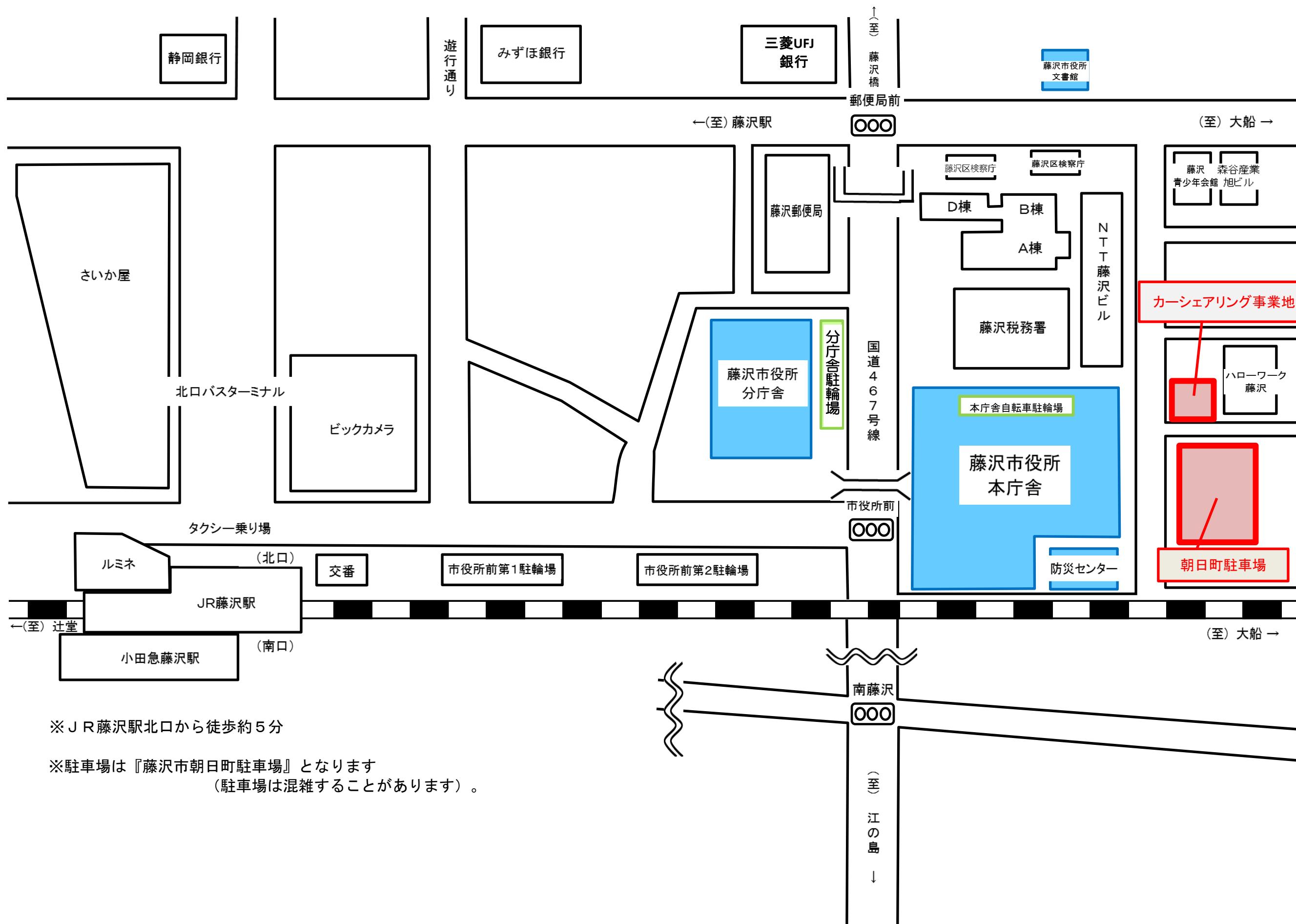
(別紙1-1)配置図兼平面図(駐車場・EVカーシェア)



(別紙1-2)カーシェアリング事業車室



(別紙1-3)案内図



(別紙2)

年 月 日

藤沢市長

質問書

件名	藤沢市朝日町駐車場及びカーシェアリング事業地貸付に係る一般競争入札
質問提出者	所在地 法人名 代表者名 担当者 電話番号
質問内容	
質問1	
質問2	

※質問欄は、適宜、拡大又は追加をしてください。質問の意図をわかりやすく簡潔に記載願います。

※個別回答は行いません。

※回答書には原則原文のままホームページに掲載しますので、誤字・脱字にご注意ください。

一般競争入札参加申込書

次の入札について、入札案内書の内容を承知の上、参加を申込みます。

年　月　日

藤　沢　市　長

切
取
線

申込人住所

(所在地)

(電話番号)

氏　　名

(法人名)

印

(代表者名)

(印鑑登録印)

1 入札件名

藤沢市朝日町駐車場及びカーシェアリング事業地貸付に係る一般競争入札

2 添付書類

- (1) 誓約書（代理人が入札する場合でもあっても、「入札参加申込者」の誓約書）
- (2) 住民票（申込人が法人の場合、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書））
- (3) 印鑑登録証明書（申込人が法人の場合、印鑑証明書）
- (4) 納税証明書

----- (これより下、申込みされる方は記載不要です) -----

市税納税 確認欄	<input type="checkbox"/> 申込人についての納期到来分まで完納	担当課確認印
	<input type="checkbox"/> 申込人についての藤沢市に納税すべき税は無し	

誓約書

私は、藤沢市が実施する「藤沢市朝日町駐車場及びカーシェアリング事業地貸付に係る一般競争入札」に参加申込みするにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 「入札案内書」、「契約書」及び「条件明示書」の内容を十分理解した上で、入札の参加を申し込みしますので、これらの事柄について藤沢市に対して一切異議・苦情等を申しません。
- 2 案内書「2 入札参加者資格」に定める要件を全て満たしています。
- 3 事業者の決定に関して、入札参加事業者名（氏名又は名称）、入札金額及び落札金額を公開することに同意します。
- 4 条件明示書の内容について十分理解した上で、入札の参加を申し込みします。
- 5 朝日町駐車場の一部使用にかかる承諾書に承諾します。

年　月　日

藤　沢　市　長

切
取
線

申込人住所

(所在地)

(電話番号)

氏　　名

(法人名)

(代表者名)

印

(印鑑登録印)

委任状

受任者（代理人） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の「藤沢市朝日町駐車場及びカーシェアリング事業地貸付に係る一般競争入札」及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

施設名	所在地	貸付面積	予定価格 (月額、税抜)
藤沢市朝日町 駐車場	藤沢市朝日町2番1	4,186.33	2,000,000円
カーシェアリング 事業地	藤沢市朝日町5番1	m ² ※	

※面積については現況を優先する。

切取線

年 月 日

藤沢市長

委任者（入札者）

申込人住所

(所在地)

(電話番号)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

印

(印鑑登録印)

※委任者（入札者）は、入札に使用する印鑑を押印してください。

請 求 書

次の金額を請求します。

年 月 日

住 所

債権者 商号・名称

氏名

藤沢市長



請求金額											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

切 取

品 名	数量	単位	単価	金額
藤沢市朝日町駐車場及びカーシェアリング事業地貸付に係る一般競争入札保証金				

債権者コード

--	--	--	--	--

※債権者コードをお持ちでないときは、指定口座を記載してください。

指 定 口 座

金融機関		本・支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他	口座番号	
口座名義 (カタカナで記載してください。)			

※請求者(債権者)と口座名義が異なるときは、委任状の添付が必要です。

※債権者の通帳には、支払課の課名等(カナ略称)が印字されますので、市からの振込通知書は省略させていただきます。

発行責任者及び担当者

※押印を省略するときは、記載してください。

発行責任者	【所属(役職)・氏名】	【連絡先】
担当者	【所属(役職)・氏名】	【連絡先】

点線内は、記入しないでください。

課 名		検収日	年 月 日
管 理 番 号			補職名・氏名 印
内 払 回 数		検収者	補職名・氏名 印

金融機関一覧

スルガ銀行	本支店
横浜銀行	本支店
三菱UFJ銀行	本支店
きらぼし銀行	本支店
静岡銀行	本支店
SBI新生銀行	本支店
神奈川銀行	本支店
静岡中央銀行	本支店
横浜信用金庫	本支店
かながわ信用金庫	本支店
湘南信用金庫	本支店
城南信用金庫	本支店
中央労働金庫	本支店
さがみ農業協同組合	支店

見本

別紙8

藤沢市朝日町駐車場及びカーシェアリング事業地

賃貸借契約書

藤沢市（以下、「貸付人」という。）と借受人（以下、「借受人」という。）とは、次のとおり藤沢市朝日町駐車場及びカーシェアリング事業地の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸付人と借受人の両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付人は、その所有する次の物件（以下、「貸付物件」という。）を借受人に貸し付け、借受人は、これを賃借する。

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積
藤沢市朝日町駐車場 カーシェアリング 事業地	藤沢市朝日町2番1 藤沢市朝日町5番1	別紙1「配置図兼 平面図」のとおり	4,186.33m ² ※

※面積については現況を優先する。

（貸付物件の用途）

第3条 借受人は、貸付物件を有料時間貸駐車場及びカーシェアリング事業の用途に使用し、その他の用途には使用しない。

（駐車場の運営に係る条件）

第4条 借受人は、この契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の条件明示書に従いこれを履行しなければならない。

2 条件明示書に記載されていない事項については、貸付人借受人が協議して

定める。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、2026年（令和8年）8月1日から2031年（令和13年）7月31日までとする。

(貸付料)

第6条 貸付料は、月額 円（消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。）とする。ただし、1月末満の期間が発生する場合は、対象の月を日割計算により算出した額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。
- 3 既納の貸付料は返還しない。ただし、借受人の責に帰さない理由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(貸付料の支払い)

第7条 借受人は、前条に定める貸付料を年度ごとに貸付人の発行する納入通知書の指定期日までに、藤沢市指定金融機関、藤沢市指定代理金融機関又は藤沢市収納代理金融機関のいずれかで納付しなければならない。

- 2 借受人は、前項の納入期限までに貸付料を納入しないときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延損害金（確定金額に100円未満の端数があるとき又は全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）として、貸付人に支払わなければならない。

(保証金)

第8条 借受人は、この契約の締結と同時に契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を貸付人に納付しなければならない。ただし、免除の場合はこの限りでない。

- 2 契約保証金は、契約金額（5年間の総額貸付料）の100分の10以上と

する。

- 3 貸付人は、貸付期間が満了したとき又は第18条第1項第1号の規定によりこの契約が解除された場合は、借受人の請求により契約保証金を借受人に返還する。ただし、本契約に基づいて生じた借受人の債務で未払いのものがある場合は、貸付人は、契約保証金を当該未払いに係る債務に充当し、残額を還付するものとする。この場合において、貸付人は充当した金額の内訳を借受人に明示しなければならない。
- 4 契約保証金を前項に掲げる債務の額に充当した場合において、なお借受人に債務があるときは、貸付人は当該債務について借受人に請求することができる。
- 5 第18条第1項第2号から5号までの各号又は、第18条の2の規定によりこの契約が解除された場合は、入札保証金及び、契約保証金は貸付人に帰属する。
- 6 契約保証金には利息を付さない。

(契約不適合責任)

- 第9条 借受人は、この契約締結後、貸付物件に面積の不足又は契約不適合があることを発見しても第6条に規定する貸付料の減額若しくは、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。
- 2 借受人は、貸付物件がその責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損したときは、当該滅失、又はき損した部分の割合に応じて、第6条に規定する貸付料の減額を請求することができる。

(経費の負担)

- 第10条 借受人は、貸付物件について、機器一式の購入費、設置、維持管理(電気料金、通信費含む)、修繕費、移設及び撤去を負担するものとする。

(引渡し)

- 第11条 貸付人は、第5条に定める貸付期間開始日に、貸付物件を借受人に引き渡すものとする。

(施設管理)

- 第12条 借受人は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって、維持保全を図

ること。

(現状の変更等)

第13条 借受人は、貸付物件の原状を変更しようとするときは、原状変更の内容及び理由を記載した書面により貸付人へ申し出て、承諾を得なければならぬ。ただし、貸付人が不要と認めた場合は、事前の連絡をもって足りることとする。

(き損等の報告)

第14条 借受人は、貸付物件の全部若しくは一部が滅失し、又はき損した場合は、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。

2 借受人は、その責めに帰すべき事由により貸付物件を滅失し、又はき損した場合は、借受人の負担により貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

第15条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。ただし、カーシェアリング事業地については、貸付人の承諾を得た場合は、転貸又は当該事業の全部又は一部を第三者に委託することができる。この場合において、本契約に定める一切の義務を当該第三者に承継し、又は遵守させなければならない。また、この場合において、借受人は本明契約に基づく責任を負うものとする。

(実地調査等)

第16条 貸付人は、必要があると認めるときは、貸付物件を調査し、又は借受人に報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、借受人は、その調査を拒み若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(不可抗力による契約の失効)

第17条 貸付人、借受人双方の責に帰さない理由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに失効するものとし、相互に賠償の責めに任じない。

(契約の解除)

第18条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 貸付人、国、地方公共団体その他公共団体において、貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 借受人が、貸付物件を第3条の用途に使用しないとき、又はその用途に使用することをやめたとき。
- (3) 借受人が、貸付料を納期限後3ヶ月経過しても納付しないとき。
- (4) 借受人が、カメラ式駐車場の運用開始日までに「JISQ27001（ISO/IEC27001）[ISMS]の認証又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定」を証明する書類を提出できないとき。
- (5) その他、借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

第18条の2 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。この場合において、本契約の解除により借受人に損害があっても、貸付人はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下、「暴力団」という。）の関係者（以下、「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (5) 借受人の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (6) 第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者に自己の名義を利用させ、この契約を締結したとき。
- 2 前条2号から5号までの規定又は前項の規定により、この契約が解除された場合、第6条第3項の規定に関わらず、既納の貸付料は返還しない。なお、前条1号の規定による場合は、既納の貸付料を日割りし返還することとする。

(原状回復義務)

- 第19条 第5条に定める貸付期間が満了した場合、又は前条の規定によりこの契約が解除された場合は、借受人は、貸付物件を貸付人の指定する期日までに、借受人の負担により原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 借受人が前項の規定による原状回復を履行しないときは、貸付人が原状回復のための処置を行い、その費用を借受人に請求することができる。この場合において、借受人は何ら異議を申し立てることはできない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第20条 借受人は、貸付期間が満了したとき又は第18条第1項の規定により、この契約を解除された場合において、この貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、貸付人に対してその償還を請求することができない。

(損害賠償)

- 第21条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないため、貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。
- 2 借受人は、貸付物件の運営について、貸付人又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければならない。

(定期報告)

- 第22条 借受人は、毎年度終了後、速やかに前年度の収入実績を含む事業報告書を貸付人に提出するものとする。

(契約更新)

第23条 この契約は、第5条に定める貸付期間を更新することができない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、貸付人借受人協議して決定する。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、貸付人、借受人記名押印の上、各自その1通を保有する。

2026年（令和8年）3月 日

貸付人 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
藤沢市長 鈴木恒夫

借受人

余白

条件明示書

1 借受人の責務

- (1) 自らの責任と負担において、藤沢市朝日町駐車場を有料時間貸し駐車場として運営し、維持保全するとともに、カーシェアリング事業を行わなければならない。
- (2) 藤沢市役所（以下「市役所」）の来庁者等が利用できる駐車場として運営及び維持保全を行わなければならない。

2 駐車場運営の条件

(1) 運営に関する条件

- ア 駐車場の営業時間は原則24時間・年中無休とする。ただし、次の
 - (ア) 又は(イ)に該当する場合は営業を休止しなければならない。
 - (ア) 災害又は事故等により、緊急対策として貸付人が依頼した場合。
 - (イ) 借受人が特別な事情により貸付人に事前に承諾を得た場合。
- イ 駐車場の利用状況（1日ごとの駐車台数及び駐車料金収入額を利用者種別（市役所利用者の有無、無償又は減額の適用の有無、その他貸付人が必要とする情報）別に集計したもの）を取りまとめ、月報（月末締め）として翌月末日までに貸付人に報告すること。なお、提出する資料はCSV形式等の貸付人が加工できるデータとする。
- ウ 敷地内の事故、駐車場を管理する機器の障害その他駐車場設備に関するトラブルが発生した場合、利用者又は貸付人から連絡を受けてから原則30分以内に現地に到着し、対応できる体制を整えなければならない。
- エ 駐車場に関する近隣住民及び駐車場利用者への対応は、すべて借受人の責任で行うものとする。
- オ 駐車場利用者の手続き方法や、料金を改定する場合など利用方法を変更する場合は、利用者が混乱しないように周知すること。なお、周知方法は事前に貸付人と協議すること。
- カ 次の(ア)から(ウ)までの事項に該当する場合は、当該事実発生日から案内員を配置し円滑な運営に努めること。この場合において、案内員の設置期間は原則1週間とする。ただし、貸付人が延長を求めた場合は、貸付人が不要と認めるまで駐車場案内員の配置期間を延長すること。

- (ア) 貸付が開始となったとき
 - (イ) 利用方法を変更するとき
 - (ウ) 貸付人が必要と認めたとき
- キ 緊急連絡先を含む駐車場利用者への対応マニュアルを作成し、貸付人に提出すること。なお、改定時は最新版を速やかに再提出すること。
- ク スマートフォン向けのアプリケーション又はウェブサイトにより利用者が駐車場の混雑状況を確認できるようにすること。
- ケ 駐車場内のトラブルに対応するため、24時間・年中無休で複数回線の受電に対応可能なコールセンターを確保すること。
- コ 駐車場内で発生した事故やトラブル等が発生した場合は、速やかに貸付人に報告するとともに、次の（ア）から（オ）までの事項を記載した文書を、電子メール又は貸付人が指定する方法で、事実発生日の翌営業日までに貸付人へ提出すること。
- (ア) 事実発生日
 - (イ) 事実発生時間
 - (ウ) 事案内容
 - (エ) 対応方法
 - (オ) 対応者氏名（借受人）
- サ 貸付人が藤沢市議会議員用駐車場で実施する、公共施設への再生可能エネルギー等導入事業に伴う、別紙「藤沢市朝日町駐車場の一部使用にかかる承諾書」の内容に承諾すること。
- シ 貸付人が藤沢市朝日町駐車場壁面で実施する、広告用看板の設置について承諾すること。
- ス カメラ式駐車場の運用開始日までに、JISQ27001（ISO/IEC 27001）〔ISMS〕の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの認定を受けていること。

（2）設備に関する条件

- ア 駐車場の出入庫に係る設備は、駐車券を発行しないカメラ式とし、借受人の負担で設備一式の準備及び既存の設備の撤去を行うこと。なお、撤去

する機器は次の（ア）から（オ）までのものとする。

（ア）入口の発券機

（イ）出入口の屋根等の工作物

（ウ）出入口のゲート機器

（エ）出口精算機

（オ）満空表示

イ 入口に新規のゲート機器を設置し、満車時には入庫制限を行うこと。

ウ 出口には精算機やゲート機器などの工作物を置かないものとする。

エ 車室及び車路については、既存のものを利用すること。ただし、別紙「配置図兼平面図」の「車室レイアウト変更箇所」については、4台以上の駐車が可能となるよう車室の増設を行うこと。

オ 14台分のハートフルパーキングスペース（車室の枠取りをピンクにし、妊婦や高齢者、ベビーカー使用者を優先させるスペース。パーキング・パーミットスペース併用）については、既存のものを運用すること。

カ 次の（ア）から（エ）までの条件を満たす事前精算機を2台以上設置すること。なお、設置場所については、貸付人と協議の上、決定するものとする。

（ア）トラブルや障害等発生時には、駐車場利用者が（1）コのコールセンターへ直接連絡できるように電話等の機器を設置し、当該コールセンターの連絡先を明示すること。

（イ）現金（5千円札及び1万円札を含む）、クレジットカード決済及び電子マネー（交通系電子マネー、二次元コード系及び流通系電子マネーなど複数）の決済が可能なものとすること。

（ウ）駐車場利用料金が無料又は減額となる利用者向けの操作方法について、分かりやすく表示されたものであること。

（エ）適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応していること。

キ 出入口付近に満空表示及び料金を表示した看板を設置すること。

ク 駐車場の高さ制限を利用者に明確に周知するため、入口部と梁下等に「車両高2.3m以下」等の表示（看板・規制バー・路面表示等）を設置するものとする。

ケ 契約締結後本契約にかかる工事について、工事内容及びスケジュールを貸付人と協議の上、決定するものとする。

(3) 修繕の負担割合及び利用制限

- ア 貸付人は、駐車場の建築物（附属する舗装、柵その他類似のもの及び建築設備を含む）に係る修繕義務を負う。
- イ 借受人は、ゲート機器、精算機、割引券の発行機（以下、「発行機」）、看板、その他借受人が設置した機器等に係る修繕義務を負う。
- ウ 貸付人は、アの規定による修繕又は駐車場の改修工事等が必要な場合には、必要に応じて駐車場の使用を制限することができる。なお、この場合において貸付料の減額は行わない。
- エ 修繕又は機器交換を行う場合は必要に応じて警備員を配置し安全対策を講じること。
- オ 市役所の修繕又は機器交換を行う場合は、市役所利用者の利用に支障が生じないよう配慮すること。

3 駐車料金の設定等

- (1) 駐車料金は、時間の刻み（例：1時間、30分、20分等）及び刻みごとの金額を設定できるものとする。ただし、開庁時間内については、いかなる設定においても1時間あたりに換算した料金が350円未満とならないよう、設定すること。なお、料金及び時間の刻みを設定又は変更する場合は、事前に貸付人の承諾を得た上で設定すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、駐車料金を無料又は減額する。
 - ア 次の（ア）から（ウ）までに該当するときは、2時間までの駐車料金を無料とする。
 - (ア) 市役所に用務を行うために来庁したとき。
 - (イ) 市役所内で行われた貸付人が主催する行事に参加したとき。
 - (ウ) (ア) 又は(イ)に掲げるもののほか、貸付人が駐車料金を無料にする必要があると認めたとき。
 - イ 入庫したときから2時間を超えた利用者について、貸付人が料金を徴し

ないことを認めたときは、その駐車料金を無料とする。

- (2) (1) のただし書きの規定による駐車料金の減免処理は、発行機により行うものとし、複数の設定が可能な発行機 75 台を貸付人に貸与すること。
- (3) (2) の発行機を使用可能な状態にして貸与し、減免の設定については貸付人の指示により設定すること。
- (4) 発行機の設定変更及びメンテナンス等の保守管理については、(2) の台数に関わらず全て借受人の負担と責任において行うこと。
- (5) 貸付人から依頼があった場合は、発行機を追加で貸与すること。なお、(2) の台数を超える場合は、貸付人がその発行機の費用を負担するものとする。
- (6) 駐車料金の改定は、原則として行わない。ただし、近隣駐車場の料金と著しい乖離、その他正当な理由がある場合、又は貸付人と借受人が必要と判断する場合は駐車料金を改定することができる。なお、駐車料金を変更又は新規に設定しようとする場合は、貸付人と借受人で協議を行い、貸付人が承諾した場合のみ可能とする。
- (7) 1日の駐車料金の上限を貸付人と協議の上、設定することができる。
- (8) 貸付人の承諾を得た場合、近隣事業者と提携し、提携先の利用者に対する駐車料金を無料又は減額することができる。
- (9) 借受人の負担と責任において、精算機付近に無料又は割引用の発券レシート等の回収箱を設置し、定期的に回収すること。

4 カーシェアリング事業

- (1) 借受人は、自らの負担と責任において駐車場の一部を使用してカーシェアリング事業を実施すること。なお、貸付人の承諾を得た場合は、転貸又は当該事業の全部又は一部を第三者に委託することができる。この場合において、本契約に定める一切の義務を当該第三者に承継し、又は遵守せなければならない。また、この場合において、借受人は本明示書に基づく責任を負うものとする。
- (2) カーシェアリングの車両は、電気自動車を除き、別紙「配置図兼平面

図」のカーシェアリング事業車室に設置すること。電気自動車の設置場所については、貸付人と協議の上決定すること。

(3) カーシェアリング事業用の車両及びカーシェアリング事業に必要となる設備については、次のアからウまでの規定を満たすこと。

- ア カーシェアリング事業用の車両は、6台設置すること。
- イ アの規定により設置する車両のうち1台については、電気自動車を設置すること。
- ウ 電気自動車用充電器その他運営に必要な設備については、借受人が設置すること。

(4) 災害時等に貸付人から要請を受けたときは、次のア及びイの内容について借受人の負担で協力すること。なお、具体的な手続きについては、貸付人と協議の上、決定する。

- ア 優先的に車両を確保できるようにすること。
- イ 電気自動車に蓄電された電力を有事の際に電力供給することができるようになること。なお、変換機等の機器も準備すること。

(5) カーシェアリングの仕様については、次のアからエまでの条件を満たすこと。

- ア 藤沢市職員が利用するため、スマートフォンを使用せずともカーシェアリングの使用が可能であること。なお、予約や使用可能時間、金額等は一般の利用者と同条件とする。
- イ 法人登録が可能であること。
- ウ 使用料の請求については1か月分をまとめて請求を行うこと。
- エ 月額の登録料は不要とし、カーシェアリングの使用分のみを請求すること。

(6) カーシェアリング事業用の専用車室を識別できるよう、区画線の引き直し又はシール、路面表示、標識等による表示を、貸付人の事前承諾を得て、借受人の責任と負担において実施するものとする。

(7) 駐車場への入出庫のため、Felica（フェリカ）式のカード又はICチップ等を準備すること。なお、登録については貸付人が行うこととする。

(8) 次のア又はイに該当する場合は営業を休止しなければならない。なお、

これに伴う貸付料の減額や補償等は、行わないものとする。

- ア 災害又は事故等により、緊急対策として貸付人が依頼した場合。
- イ 借受人が特別な事情により貸付人に事前に承諾を得た場合。

5 機器の所有権

機器の所有権については、設置主に帰属する。ただし、設置主と改修主が異なる場合、機器の所有権は原則として設置主に帰属し、改修にかかった費用等を設置主に請求できないものとする。

6 駐車場内の安全確保と防犯

- (1) 駐車場内の安全確保及び防犯に努めること。
- (2) 防犯カメラ及び防犯灯を必要に応じて設置できるものとし、防犯カメラで記録した映像データの個人情報を適切に管理し、消去・上書き等の処理により漏洩防止措置を講じること。
- (3) 防犯カメラを設置した場合、防犯カメラが作動中である旨を駐車場内に表示し、利用者に周知すること。

以 上

藤沢市朝日町駐車場の一部使用にかかる承諾書

(目的)

第1条 この承諾書は、本市が藤沢市議会議員用駐車場で実施する公共施設への再生可能エネルギー等導入事業（P P A事業）（以下、「当該事業」という。）において、藤沢市朝日町駐車場及びカーシェアリング事業地借契約（以下、「本契約」という。）締結後も、藤沢市朝日町駐車場（以下「貸付物件」）の一部を当該事業の機器設置に引き続き使用することを承諾することを目的とする。

(定義)

第2条 この承諾書において「貸付人」及び「借受人」の意義は、本契約に定めるところによる。

(期間)

第3条 本承諾書の有効期間は、本契約の締結日から終了日までとする。

(使用にかかる条件)

第4条 貸付人は、本契約に係る貸付物件の運営及び維持保全に支障を生じないよう配慮する。

(範囲)

第5条 当該事業において敷設する機器及びケーブル等の維持管理は、貸付人が行うこととする。

(修繕)

第6条 当該事業における機器及びケーブル等の敷設・移設・撤去工事、機器及びケーブル等のメンテナンス等の作業又は機器及びケーブル等本体が原因で借受人が設置した機器又は物品をき損した場合、貸付人が修繕義務を負うこととする。

(損害賠償)

第7条 当該事業における機器及びケーブル等の敷設・移設・撤去工事、機器及びケーブル等のメンテナンス等の作業又は機器及びケーブル等本体が原因で借受人又は第三者に損害を与えたときは、貸付人が損害を賠償する。

(敷設工事・メンテナンス)

第8条 当該事業における機器及びケーブル等の敷設・移設・撤去工事・メンテ

ナンス等の作業については、貸付人が実施する。

- 2 当該事業における機器及びケーブル等の敷設・移設・撤去工事・メンテナンス等の作業期間中、貸付人は貸付物件の使用を制限することができる。
- 3 貸付人は当該事業における機器及びケーブル等の敷設・移設・撤去工事・メンテナンス等を実施するときは、借受人に対し作業内容等を事前に通知する。
- 4 当該事業における機器及びケーブル等の敷設・移設・撤去工事・メンテナンス等の作業にあたり、貸付物件の一部に改修が必要な場合、借受人はこれを承諾する。

(貸付人の範囲)

第9条 この協議内容における貸付人は、当該事業のために藤沢市と別途契約を締結する事業者を含むこととする。

(疑義の決定)

第10条 この協議内容に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、貸付人と借受人が協議のうえ決定する。

(管轄裁判所)

第11条 この協議内容に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

